

# かべ新聞

第 118 号

2018 年  
4 月 23 日

J R 東海労働組合  
新幹線地方本部  
東京車両所分会

## アルコール検知器で構内操縦者を不安にさせるな！

修繕車両所構内操縦免許者が、作業前に必ず行う酒気帯び検査が論議を醸している。この器械（アルコール検知器）の性能が優れているのか、何にでも反応するらしい。お酒に限らず発酵食品や納豆等々にでもある。

基準値超えて、3 回検査しても基準値をクリア出来なければ日勤扱いにもされず、ましてや年休処理もかなわず「否認」扱いで帰宅させられる。

JR 東海の基準値は、ハードルが高く『0.051mg 以上』でアウト。本線乗務員と同様の扱いとなっているが、『構内限定』という事を考慮すべきだ！

（道交法での『酒気帯び運転』は、アルコール濃度が『0.15mg 以上』です！）

**検査回数を 3 回以内と限定せず、以降でも道交法と同じ『0.15mg』以内なら構内操縦以外の業務で日勤か年休扱いとする事で構内操縦者の不安を解消せよ！**

## アルコール検知器を即座に使用すべき事故が起きた？！

### お偉いさんは「すいませんでした」だけで終わりなのか？！

4 月 16 日（月）朝 6 時半頃、第一検修庫の外勤詰所にいた社員は、突然の大きな音に驚いた。外に出てみると、詰所の横にある池の向かい側の『速度標識塔』に乗用車が激突していたのだ。そこには、関連会社のお偉いさんが、折り曲がった速度標識塔を肩に担ぎ、力の限り持ち上げ真っ直ぐにしようとしているではないか。

何とかポールは起きたが、残念ながら危険と判断され撤去されたが、ポールの一部が残っているため赤いカラーコーンで覆い応急処置。車の方もバンパーは垂れ下がり、使い物にならず、羽田方にある産廃置場（スキッド）に捨てられていた。『JR 会社は、あんな大きな私物を捨てる事を許可したのだろうか？！』『倒れた標識塔の損害賠償はどうするのだろうか？』『お偉いさんの意向を忖度して警察に届け出なかったのだろうか？』等、社員や関連会社の社員からも多くの疑問声が聞こえる！

また、事故の当事者は、打ち身や打撲を負ったかもしれないが、現在でも労災情報も出ていないし、通常通り出勤しているので大丈夫だった様だ。これだけの事故で、まして JR 社員も道路に散乱した車の部品の後始末までしているのに、残念ながら会社から「交通事故には気をつけよう！」との「注意喚起」もなし！

当日、当事者と話した JR 社員、また関連会社の社員を問わず、複数の社員から「アルコール臭かった！」との話が広がり、大きな話題となっている。会社は、常日頃、規律規範について厳しく社員を指導しているが、関連会社のお偉いさんの事故は「すいませんでした！」だけで終わりにするつもりなのだろうか？！

JR 東海労は、幹鉄事に対して「敷地内では、怪我がなければ会社で対応出来るが、酒気帯び運転で有れば大変な事である！乗務員は 0.05mg でアウトである。一般道を運転して来たのであれば、道路交通法違反であり警察に通報するのが JR 東海会社としてコンプライアンスの面からも今の世の中は当たり前である。」と通告しました！

**会社のコンプライアンスが問われた事故だが、大丈夫なのか！**